

審査基準表

禁止場所の区分																														
キャバレー等及び飲食店																														
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準																												
舞台	喫煙	1 演技上必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設けること。 4 従業員等による監視体制が講じられていること。																												
	裸火使用	1 可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。 (1) 条例第 3 章において、火災予防上安全な距離が定められている場合は、当該距離以上の距離 (2) (1) 以外の場合は、火炎の幅及び長さに応じ、表 1 に規定する距離以上の距離 表 1 <span style="float: right;">単位：c m</span> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="6">火 炎 の 幅</th> </tr> <tr> <th>40 以内</th> <th>50 以内</th> <th>60 以内</th> <th>70 以内</th> <th>80 以内</th> <th>100 以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">火炎の長さ</th> <th>20 以内</th> <td colspan="4">100</td> <td colspan="2">150</td> </tr> <tr> <th>20 を超え 40 以内</th> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>300</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table> 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。 6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及び電気を熱源とするその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器 (3) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。 ア 音又は煙を出すための煙火に限ること。 イ 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。 ウ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 (4) その他の裸火 ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が 2 m 以内であること。 イ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表 2 に規定する長さ以内の長さであること。			火 炎 の 幅						40 以内	50 以内	60 以内	70 以内	80 以内	100 以内	火炎の長さ	20 以内	100				150		20 を超え 40 以内	100	150	200	250	300
		火 炎 の 幅																												
		40 以内	50 以内	60 以内	70 以内	80 以内	100 以内																							
火炎の長さ	20 以内	100				150																								
	20 を超え 40 以内	100	150	200	250	300	350																							

		<p>表 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 237 667 286"></th> <th colspan="3" data-bbox="667 237 1433 286">舞台部の空間の高さ</th> </tr> <tr> <th data-bbox="411 286 667 331"></th> <th data-bbox="667 286 908 331">8.0m 未満</th> <th data-bbox="908 286 1193 331">8.0m 以上 10.0m 未満</th> <th data-bbox="1193 286 1433 331">10.0m 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 331 667 385">火炎の長さ</td> <td data-bbox="667 331 908 385">20 cm</td> <td data-bbox="908 331 1193 385">30 cm</td> <td data-bbox="1193 331 1433 385">40 cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 瞬間的に燃焼する場合の炎の大きさは、必要最小限とすること。</p>		舞台部の空間の高さ				8.0m 未満	8.0m 以上 10.0m 未満	10.0m 以上	火炎の長さ	20 cm	30 cm	40 cm
	舞台部の空間の高さ													
	8.0m 未満	8.0m 以上 10.0m 未満	10.0m 以上											
火炎の長さ	20 cm	30 cm	40 cm											
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">危険物品持込み</p>	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 指定数量の 100 分の 1 未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第 8 に定める数量の 100 分の 1 未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が 0.5 kg 以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量 0.5 kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。)</p> <p>(4) 火薬類（打上煙火を除く。） 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1 回の公演当たり次の個数以下であること。</p> <p>ア 0.1g 以下のものは、30 個</p> <p>イ 0.1g を超え 15g 以下のものは、5 個</p>												
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公衆の出入りする部分 (床面積が 100㎡以上のもの)</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">危険物品持込み</p>	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 指定数量の 20 分の 1 未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第 8 に定める数量の 20 分の 1 未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が 10 kg 以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量 10 kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。)</p>												